

プロバイダ責任制限法に関する取り組み状況など

平成22年12月21日

(社)テレコムサービス協会	サービス倫理委員会	委員長
プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会		会長代理
同	著作権関係WG	主査
同	商標権関係WG	主査
同	発信者情報開示関係WG	主査
違法情報等対応連絡会		主査
ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会		会長
違法・有害情報相談センター		センター長

桑子 博行



目次

- プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会
- 「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について
- ガイドライン等検討協議会・WGにおける検討状況

- 違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況
- 相談センターに寄せられているプロバイダ責任制限法関連の主な相談事例

- 個別の論点に関するコメント

- ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の概要
- Winnyを悪用した著作権侵害対策スキームの概要
- ファイル共有ソフト悪用著作権侵害確認団体による取り組み
- CCIFにおける今後の運用の方向性

- まとめ

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

協議会構成員

電気通信事業者団体等

テレコムサービス協会
電気通信事業者協会
日本インターネット
プロバイダー協会

Yahoo株式会社
株式会社ディー・エヌ・エー
楽天株式会社

著作権関係団体

コンピューター
ソフトウェア著作権協会
日本映画製作者協会
日本映画製作者連盟
日本映像ソフト協会
日本音楽著作権協会
日本放送協会
日本民間放送連盟
日本レコード協会

商標権関係団体等

日本商標協会
日本知的財産協会
ユニオン・デ・
ファブリカン

その他の団体

インターネット協会
デジタルコンテンツ協会
日本知的財産協会
東京都地域婦人団体連盟

アドバイザー・ オブザーバ

学識経験者
／弁護士
／弁理士

総務省
文化庁
特許庁

主な成果

(いずれも <http://www.telesa.or.jp/consortium/provider/index.htm> を参照)

2002年 5月24日

「プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン」 公表
「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 公表

2004年10月 6日

「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 一部改訂

2005年 7月21日

「プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン」 公表

2007年 2月26日

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」 公表

「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- 法施行以降平成21年10月末までに、JASRACから約49万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン（平成17年7月）

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン（平成19年2月）

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

ガイドライン等検討協議会・WGにおける検討状況

○権利者団体およびISP関連団体から構成される著作権関係WGおよび商標権関係WGにおいては、3カ月に1回の定例会合を設け、アドバイザー・オブザーバーも参加の上で、以下を実施

- ①ガイドライン等にもとづく運用状況の確認
- ②関連の情報の共有等

著作権関係WG・著作権関係団体懇話会

- ・毎回、JASRACを中心に、侵害情報の対応状況について確認
- ・各団体から新たな関連の動き、各団体が発表した報道資料等も報告
- ・ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策の取り組み等も報告

信頼性確認団体： 社団法人日本音楽著作権協会（音楽の著作物）
社団法人日本映像ソフト協会（映画の著作物及びその販売促進等に供される美術の著作物等）
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（プログラムの著作物）
BSA Business Software Alliance, Inc.（ソフトウェア）
ビデオ倫理監視委員会（映画の著作物及び美術の著作物）
協同組合日本映画製作者協会（映画の著作物及びその販売促進等に供される美術の著作物等）
株式会社日本国際映画著作権協会（映画の著作物及びその映画の著作物に付随する写真等の著作物）
社団法人日本映画製作者連盟（映画の著作物及びその販売促進等に供せられる美術の著作物）
社団法人日本レコード協会（レコード及び映画の著作物並びにそれらの販売促進等に供される美術の著作物及び写真の著作物）
協同組合日本シナリオ作家協会（脚本等言語の著作物）
株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス（音楽の著作物）

商標権関係WG・商標権関係団体懇話会

- ・毎回、UDF（ユニオン・デ・ファブリカン）を中心に、侵害情報の対応状況について確認
- ・各団体から新たな関連の動き（中国のオークション事業者の状況説明）等も報告

信頼性確認団体： 一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン

(参考-1) 通信業界における違法・有害情報対策の取り組み

総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」報告書より作成

①権利侵害情報

- 権利侵害情報（名誉毀損、知的財産権侵害等）の削除に関する法的責任の整理
- 権利侵害情報か否かの判断を支援する行動指針

○プロバイダ責任制限法
○関係ガイドライン

- 削除に関する法的責任の整理
 - ➡ 責任なし
- 違法か否かの判断を支援する方策
 - ➡ 「警察等からの削除依頼に基づく削除手続」に関する指針の策定により削除を支援

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

②その他の違法な情報

違法な情報

③公序良俗に反する情報

- 削除に関する法的責任の整理
 - ➡ 契約に基づく場合は責任なし
- 公序良俗に反するか否かの判断を支援する方策
 - ➡ 「業界団体のモデル約款に公序良俗違反の情報为例示列挙する」等により削除を支援

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

- 有害か否かは受信者により異なるため、削除に関する法的責任を一律に整理することは困難
 - ➡ 受信者によるフィルタリング利用を促進するため、「プロバイダによるフィルタリングサービス提供の在り方」を検討

フィルタリング普及啓発アクションプラン

④青少年に有害な情報

違法でない情報

(参考-2) インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

(平成18年11月策定、平成22年9月改訂)

- 違法な情報に関する判断基準や、警察等の第三者機関による違法性の判断を経て行う対応手続きなどを取りまとめ

○電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

- 1 わいせつ関連法規
- 2 薬物関連法規
- 3 振り込め詐欺関連法規
- 4 貸金業法関連法規
- 5 その他の法規

電子掲示板の管理者等
自らが違法性を判断



送信防止措置等の対応

○第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応

警察機関 又は 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関 および
インターネット・ホットラインセンター

○書式

- 警察機関からの送信防止措置依頼
- 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの送信防止措置依頼
- ホットラインセンターからの送信防止措置依頼

(参考-3) 違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

第1条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは・・・
：
- (19) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第2条（契約者の関係者による利用）

第3条（情報等の削除等）

第4条（利用の停止）

第5条（当社からの解約）

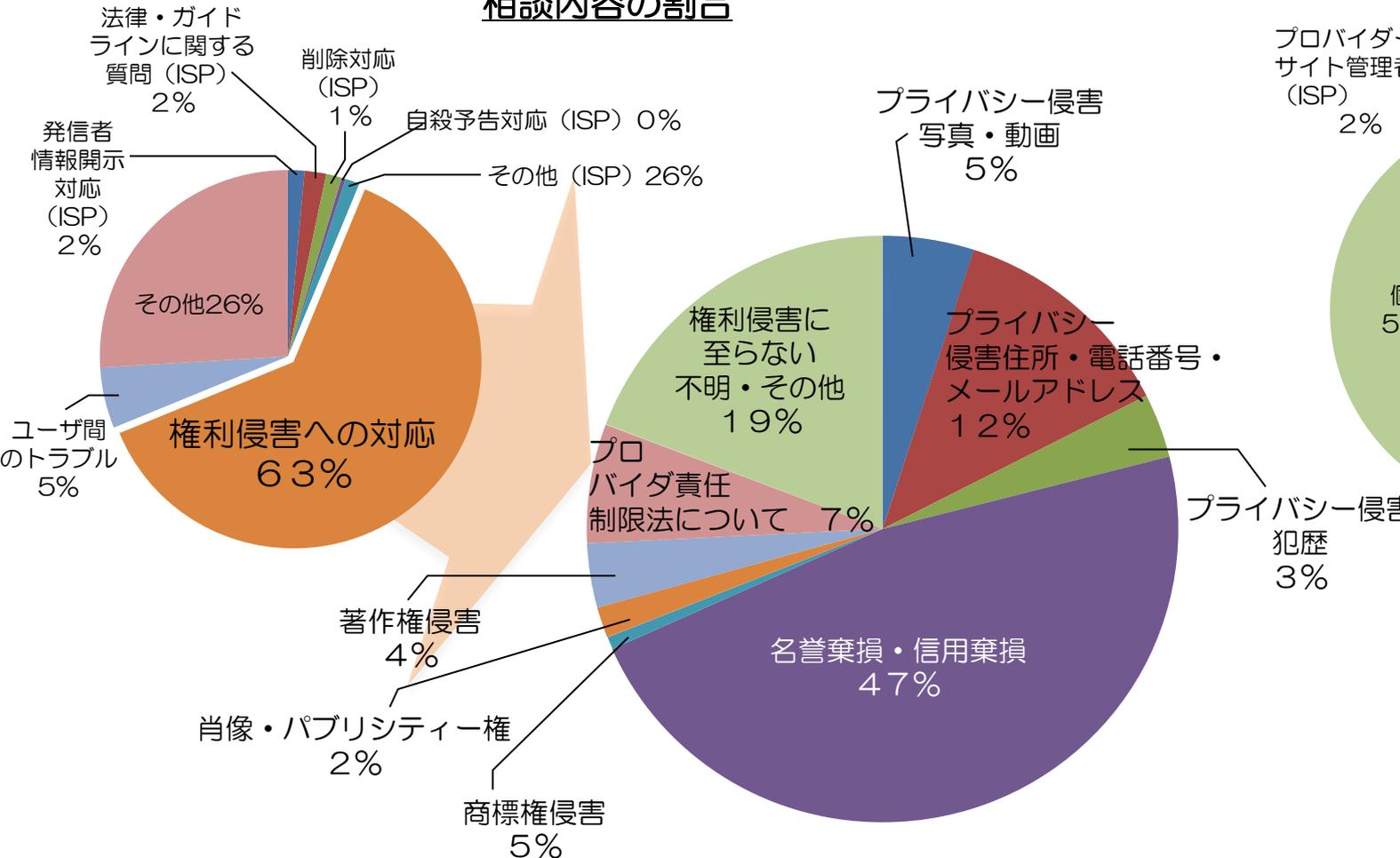
第6条（関連法令の遵守）

(注) 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」も策定

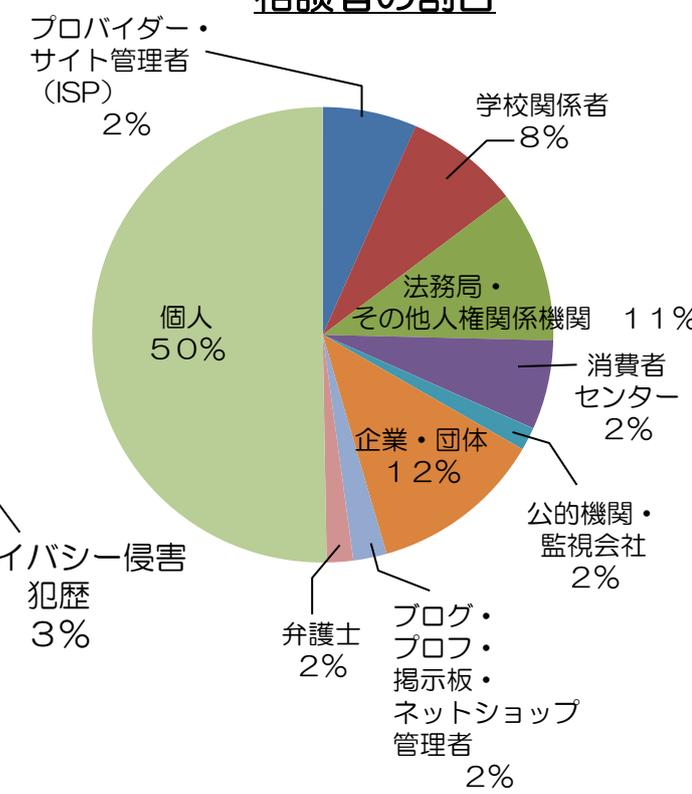
違法・有害情報相談センターに寄せられている相談状況

- 相談センターに寄せられている相談内容としては、権利侵害（名誉毀損・プライバシー侵害等）が最も多く、全体の6割を占めている。
- 相談者の内訳としては、個人以外では、プロバイダ・サイト管理者、学校関係者、法務局・人権関係機関、消費者センターおよび企業・団体等と多岐にわたっている。

相談内容の割合



相談者の割合



2009年8月1日～2010年11月30日

相談センターに寄せられているプロバイダ責任制限法関連の主な相談事例

1. 送信防止措置関係

相談者	相談内容
学校関係者	本校の生徒の写真等個人情報が携帯電話の出会い系サイトに掲示されている。
人権擁護機関	人権侵害の案件で、サイトの管理者とは連絡が取れているが、サイト管理者は権利侵害には該当しないとの見解である。
企業	中国から出品したものを日本の消費者に販売できる大手オークションサイトに当社の商標権を侵害する情報が掲載されている。
プロバイダ	当社は回線を提供する事業者で、二次ISPが管理する掲示板等に対する送信防止措置依頼を当社が受領した場合は。

2. 発信者情報開示関係

相談者	相談内容
プロバイダ	WebページのURLとタイトルを入力しサーバにタグを付け、登録しておくことでネット利用者誰でもが検索して見れるサービスを提供。 請求者から当社のブックマークの部分を作成した者に対する発信者情報開示請求が届いた。
個人経営企業	名誉毀損があまりにひどいので、発信者情報開示請求を行ないたい。
人権擁護機関	ある特定の掲示板に何度も実名や会社名、家族について公開している者がいる。
掲示板管理者	当方の管理する掲示板において誹謗中傷書き込みを行なった者に対する発信者情報開示請求が学校から届いた。

個別の論点に関するコメント（１）

１ プロバイダ責任制限法の取り扱う範囲

- 他人の権利を侵害していないが、有害な情報の取り扱いについてどのように考えるか。
→有害な情報（公序良俗に反する情報等）については判断が困難な場合があり、また社会状況等により変化することも考えられ、法律で規定することは馴染まないと考えている。
したがって、社会状況の変化等もふまえた上で柔軟に対応できる自主的な取り組みが適しており、参考資料（５～７ページ）のとおり契約約款モデル条項等の取り組みでカバーすべき。
- 他人の権利を侵害していないが、社会的法益を侵害する情報の取り扱いについてどのように考えるか。
→社会的法益を侵害する情報については、現状として参考資料（５～７ページ）のとおりガイドラインや契約約款モデル条項において対応しており、適切に運用されていると考えている。
したがって、社会状況の変化等をふまえた上で柔軟に対応できる自主的な取り組みが適しており、今後ともガイドラインや契約約款モデル条項等の取り組みでカバーすべき。
- 違法情報を削除しなかった又は削除した場合の特定電気通信役務提供者の刑事免責についてどのように考えるか。
→逐条解説に記載のとおり、「単に違法情報が流通していることを知っただけでは、直ちに刑事上の責任を問われることは考えにくい」と考えている。

２ プロバイダ責任制限法ガイドライン等

- 送信防止措置により特定電気通信役務提供者の責任が制限されるかどうかについて、プロバイダ責任制限法は「権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由」の有無によるとしているが（第３条第２項第２号）、その基準につき、現在どのような取り組みが行われているのか。
→当資料に記載のとおり、法律の施行当時から権利者団体およびＩＳＰ関係団体から構成されるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会において関係ガイドラインを策定し、関係者への周知を図りながら、ガイドラインにもとづく取り組みを実施中。
また、Ｐ２Ｐ著作権侵害に関しては、後半で説明するファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会において取り組みを展開中。

個別の論点に関するコメント（2）

3 権利侵害情報の削除（第3条）関係

- 削除義務が生じる場合の明確化についてどのように考えるか。
 - 権利侵害の実態はさまざまであり、今後とも新たなケース等も想定されるので、法律で明確化することには無理があると考え。したがって、ガイドラインにもとづく自主的な取り組みを推進すべき。
- 個別の情報流通を知らない場合の責任についてどのように考えるか。
 - アクセスプロバイダは流通する情報の一般的な監視義務は負っておらず、責任が生じることはないものと考え。なお、一般的な監視義務を負わされても、事実上監視は不可能である。
- 反復的な権利侵害行為への対策についてどのように考えるか。
 - 反復的な権利侵害行為への対処として、「通信の秘密」や「利用の公平」（事業法6条）等もふまえて、参考資料（5～7ページ）でふれているとおり、契約約款の第5条に「利用者への解約」を規定し、厳格な取り組みを実施している。

4 発信者情報の開示請求（第4条）関係

- 開示要件についてどのように考えるか。
 - 発信者情報開示請求の明白性の要件がなくなると、権利侵害に至らないケース等も開示されることとなり、表現の自由を大幅に委縮することに繋がるので、「権利侵害が明らかである」に関する要件も必要。
- 発信者情報開示請求権に関する仮処分の在り方についてどのように考えるか。
 - 発信者情報開示請求に関しては、権利侵害における判断の困難さ等もあり、その手続き、判断に要する時間や費用等の観点で、権利者・ISP双方にとって大きな負担となっている状況である。今後、運用の実態をふまえた自主的な方策を検討することが適切と考える。
- 「ノーティスアンドテイクダウン」についてどのように考えるか。
 - 著作権侵害のみに限定したDMCAとは異なり、幅広い権利侵害を取り扱うプロバイダ責任制限法においては無理があると考え。日本的な取り組みとして、4ページでふれている信頼性確認団体の取り組みを推進しており、実効的にも機能していると考えている。
- 開示する発信者情報の範囲についてどのように考えるか。
 - 総務省令で定めている範囲は適切と考えている。
- 発信者情報開示請求の主体についてどのように考えるか。
 - 学校におけるいじめ問題の増加にともない、誹謗・中傷された生徒が所属する学校等からの発信者情報開示請求が起きており、開示請求の主体の範囲（例えば、未成年者の場合は親や学校の先生等）について慎重な検討が必要。

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の概要

(2010年1月29日現在)

協議会の目的

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が大きな社会問題化していることを踏まえ、関係者が採り得る被害防止のための対策、必要な手続きを定める

協議会の活動について

総合セキュリティ対策会議の提言では、著作権侵害事案に対して、

- (1) ISPからの確認（警告）メールによる注意喚起
- (2) ISPによるアカウントの停止
- (3) 著作権者等から発信者への損害賠償請求
- (4) 警察による捜査および検挙

の4つの方法の組み合わせにより対応していくことが望ましいとされている。

本協議会では、これらの事項のうち(1)～(3)の実施に当たっての具体的問題および課題などについて情報を共有し、検討を進める

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 <構成員>

会長 桑子 博行 (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
会長代理 久保田 裕 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事・事務局長

(社)テレコムサービス協会
(社)電気通信事業者協会
(社)日本インターネットプロバイダー協会
(社)日本ケーブルテレビ連盟
(社)日本映像ソフト協会
(一社)日本レコード協会

(社)コンピュータソフトウェア著作権協会
(一社)日本音楽著作権協会
日本国際映画著作権協会
不正商品対策協議会
(一社)日本映画製作者連盟
ビジネスソフトウェアアライアンス

オブザーバー

警察庁
総務省
文化庁

技術部会

主査 北川 高嗣
筑波大学大学院システム情報研究科教授 他

ガイドライン検討WG

(ガイドラインの策定など)

啓発スキーム運用WG

(CCIFの運用状況の検証や効果的な活動の検討など)

Winnyを悪用した著作権侵害対策スキームの概要

著作権等権利者団体とISP事業者団体等が連携し、啓発メールを送付する活動を実施。

Winnyネットワークに権利者団体（もしくはその会員権利者）が著作権等侵害であると確認したコンテンツを共有（公開）しているWinnyユーザーに対し、権利者団体からISPへ啓発メールの送付を要請。

< 活動スキーム >

権利者団体による作業

著作権侵害ファイル情報の調査

著作権侵害ファイルのダウンロード

著作権侵害の確認

啓発メール送付要請

ISPによる作業

要請内容の確認

啓発メール送付

「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン」の構成

第一章 ガイドラインの目的および範囲

- 1 ガイドラインの目的
- 2 ガイドラインの判断基準の位置付け
- 3 ガイドラインの対象
- 4 プロバイダ責任制限法ガイドラインとの関係
- 5 ガイドラインの見直し

第二章 権利者団体における対応手順

- 1 侵害ファイルの入手
- 2 著作権侵害の確認
- 3 ISPへの啓発文書送付の要請
- 4 その他対応における考慮事項

第三章 ISPにおける対応手順

- 1 権利者団体からの提示情報の確認
- 2 提示情報から発信者の特定について
- 3 ユーザーへの通知メールの作成・送信
- 4 ユーザーからの問合せ等への対応など
- 5 通信の秘密との関係

第四章 権利者団体のガイドライン遵守の確認について

- 1 遵守事項
- 2 参加手続
- 3 認定取消手続
- 4 本スキームの運用に問題が発生した場合の取扱い
- 5 本スキームにより入手した情報の取り扱い

CCIFにおける今後の運用の方向性

基本的な考え

啓発メールの送付活動を通じて出された著作権関連団体とISPの要望を取り入れ、CCIFの活動をより有意義なものにしていく

当面の取組み課題

1. 「啓発メール」の効果の最大化【著作権関連団体の要望】
違法情報保有者に届く「啓発メール」の効果の最大化を検討
2. 啓発メールの効果を高める取組みの強化【ISPの要望】
著作権団体等のホームページにおいてファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策の取組みを告知
3. 啓発メールの効果測定【両者の要望】
啓発メールの効果測定し、今後の活動に反映
4. 新たな試み【その他】
より効果的な取組みを行うため、ガイドライン及びマニュアルに定めた対策に加え、新たな取組みを著作権団体とISP双方が提案し、試行的に実施

関係者へのさらなる周知とともに、効果を高める方策を検討する。



まとめ

○インターネット上の権利侵害に関しては、さまざまな権利侵害や新たな形態が現れている状況の中で、プロバイダ責任制限法のカバーしている範囲は幅広いものがあり、現状として第3条はかなり機能していると考えている。

○インターネット上の権利侵害に関するプロバイダ責任制限法関係ガイドラインによる取り組みについては、概ね機能していると考えている。

○名誉毀損・プライバシー侵害に関しては、過去の判例をふまえた判断基準が示されているが、近年の判例も考慮の上で見直しを検討することが必要と考えられる。

○重大な人権侵害事案に関しては、法務省人権擁護機関とも連携の上で送信防止措置を図るスキームも確立されており、一定の成果が認められる。

○著作権侵害および商標権侵害に関しては、ガイドラインに規定されている信頼性確認団体による送信防止措置が比較的スムーズに実施されている。

○発信者情報開示において、プロバイダ等における判断が比較的長時間を要している一因として、開示してよいかどうかの判断が難しい事例も多く、プロバイダにとっても大きな負担となっているのが現状である。

○上記の現状から、権利者団体等からは、発信者情報開示に要する標準的な期間をガイドラインに盛り込むべきであるとの意見も見られる。

○また、P2Pによる著作権侵害に関しては、別途、権利者団体・ISP関連団体から構成されるファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（CCIF）で推進している取り組みが動き出している

○上記CCIFの取り組みは世界的にも数少ないものであり、日本の取り組みの成果が期待されており、権利者とISPが連携して、柔軟に効果的な対策を推進することが実効性を高めるものとする。

○今後とも権利者団体を含めた関係者との連携を通じて、権利侵害の実情をふまえて、ガイドラインによる自主的な取り組みを、柔軟に推進する必要がある。